

第 20 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 2 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年2月28日（火）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7		8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 21 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正 太 郎	15	甲 斐 詳 三
16		17	田 口 誠	18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20	池 内 米 生	21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第68号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第69号 農用地利用集積計画の決定について（所有権）
議案 第70号 農地法第5条の許可申請について

- 報告 第66号 農地法第5条の届出について
報告 第67号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第68号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第32号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課 主 査		北浦産業建設課 専門主事	稲 村 斎	北川産業建設課 専門主事	渡 辺 親 弘

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 20 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 3 番、花畑志良一委員と委員番号 18 番、松田宗史委員のお二人にお願いしたいと思います。
	本日の予定ですが、議案第 68 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 70 号 農地法第 5 条の許可申請についてまでの議案 3 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっています。
議 長	それでは、議案第 68 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。 整理番号 1 番について、農地利用最適化推進委員の佐藤隆美推進委員より説明をお願い致します。
佐 藤 推 進 委 員	推進委員番号 7 番の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は天下町、地目は田、面積は 1,539 m ² となっています。譲渡人は小峰町在住の方で、譲受人は天下町在住の方です。譲受人の労力は 3 人です。理由は経営規模拡大です。 2 月 23 日の日曜日に甲斐会長と私と譲受人の方と現地を調査、確認いたしました。確認した結果、特に問題はありませんでしたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 2 番、佐藤純子委員より説明をお願いいたします。

佐藤委員	委員番号2番の佐藤です。整理番号2番のご説明をいたします。所在地は宇和田町の畑2筆となっております。面積は合わせて293㎡です。譲渡人は富美山町在住の方で、譲受人は宇和田町在住の方です。譲渡人と譲受人は、姉と弟の関係です。 2月26日に譲渡人の義理の弟さん立会いの下、私と推進委員の黒田さんの3人で現地確認を行いました。この土地は自宅の周りにある畑で、草刈りをして綺麗に整地されておりました。この土地は平成19年に譲受人に仮登記されているのですが、そのままになっていたという事で、今回贈与になりました。以上です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号3番について、委員番号5番、菊池光雄委員より説明をよろしくお願いいたします。
菊池委員	委員番号5番の菊池です。整理番号3番についてご説明いたします。所在は北方町曾木地区の畑2筆で、面積は839㎡です。譲渡人は北方町曾木地区在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。理由は経営規模拡大です。 先日25日に甲斐正太郎推進委員と私、譲受人立会いの下現地調査を行いました。譲受人は住所が大貫町にありますけれども、元々は曾木地区に実家がありまして、退職後はそこで農業をされております。この土地は譲受人の隣接した土地で、いつも草切りなどをやっていたようではありますが、この際3条の所有権移転をと話がまとまった様であります。特に問題はないと思います。地域との調和要件も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	次に、整理番号4番について、委員番号8番、須藤寛之委員より説明をよろしくお願いいたします。
須藤委員	委員番号8番の須藤です。整理番号4番について説明します。農地の所在は北川町で、畑1筆の198㎡です。農地の譲渡人は高千穂町在住の方で、譲受人は北川町在住の方です。譲渡人が高千穂町へ移住されて、売りに出されていた住宅を購入した敷地内にこの畑があり、その所有権移転の許可を受けようとするものです。 2月22日に推進委員の池内さんと譲受人の3人で現地調査を行いました。譲受人はこの農地を現状のまま畑として使用していくとの事で、地域との調和要件については問題ないと思われました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 5 番について、委員番号 14 番、緒方武彦委員より説明をお願いいたします。
緒 方 委 員	委員番号 14 番の緒方です。整理番号 5 番についてご説明いたします。所在は北方町うそ越の畑 1 筆で 792 m²です。譲渡人は門川町在住の方で、譲受人は北方町うそ越在住の方です。理由は経営規模拡大となっております。 24 日に甲斐詳三推進委員と私と譲受人の方で現地確認を行いました。現地は 10 年以上耕作されておらず、半分くらい笹が生えておりなかなかだったのですが譲受人の方が重機を持っているという事で、畑にきちんと戻してから野菜を作りたいという事でありました。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 6 番について、委員番号 16 番、安藤重徳委員より説明をお願い致します。
安 藤 委 員	委員番号 16 番の安藤です。整理番号 6 番について現地調査を行いましたので報告をいたします。 2 月 26 日に推進委員の岩佐さんと申請者の方と 3 人で、北川町長井家田地区の田、6 筆の合計 2,458 m²について調査いたしました。この土地は既に譲受人が数年前から耕作しているそうです。上記の 3 筆については、畔をとって 3 反規模になる田んぼを耕作しておりました。後の 2 筆については、実際は耕作放棄地になっているのですが、譲受人の方がそこを耕作したいと言っておられました。したがって地域との調和要件も特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 7 番について、委員番号 18 番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松 田 委 員	委員番号 18 番の松田です。整理番号 7 番についてご説明いたします。 2 月 22 日に私と酒井渡推進委員とで現地調査を行いました。所在は細見町で、地目が田と畑です。面積が合計の 23.5 m²です。これは道路拡張した後の残地として残ったもので地目が田と畑になっていますが、現地は田と畑ではなくて、法面だけが残っている状態で、譲受人の方が兄弟のお兄さんとお姉さんが引っ越しするという事で譲り受けた物件です。本人は市

議 長	に寄付すると言ったが、市がいないというような状態で、法面の管理は大変だというような現地でした。田と畑として耕作は出来ない様な現場でしたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
事 務 局	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。
議 長	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付しています農地法第3条調査書の1ページから7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
矢 野 委 員	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	はい。
矢 野 委 員	矢野委員。
事 務 局	委員番号19番の矢野です。整理番号7番の案件なのですが、先程説明がありましたように、もう耕作できる状態の土地ではない所の所有権の移転だと思うのですが、こういう場合、非農地とかにしてから渡すとか、渡してからそういった手続きをすとかいう順序はどちらでも構わないのでしょうか？
事 務 局	この案件は非農地の微妙な案件です。矢野委員の言われたように非農地にしても良いのではないかとこの方も意向は畦畔茶か何かを植えるわという事で、土手で法面みたいになっているので畦畔茶か何かを植えれば土留めにもなるし、ちょうど良いんじゃないかなと。お茶やミカンを植えても良いよねみたいな話だったので、非農地かどっちにするか微妙な案件ではあります。畦畔茶を植えられたら農地のままでいいのではないかとこの事になっています。これを何もしないただの土留めのままほったらかしておくという事であれば、非農地の判断もするかと思います。以上です。

矢 野 委 員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか？
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	続きまして、議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。 それでは事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第 69 号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。議案書は 4 ページとなります。 整理番号 1 番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は小野町の田、2 筆、1,232 m²の所有権移転となっております。譲受人は、小野町、川島町で水稻、飼料米等を中心に農業経営をされており、今回の農地は水稻を作付けする計画となっております。 計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。 次に、整理番号 2 番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は行簾町の田、1 筆、合計 413 m²の所有権移転となっております。譲受人は、行簾町で水稻、飼料米、椎茸を中心に農業経営をされており、今回の農地は水稻を作付けする計画となっております。 計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。 次に、整理番号 3 番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は行簾町の田、2 筆、合計 990 m²の所有権移転となっております。譲受人は、行簾町で水稻、飼料米、椎茸を中心に農業経営をされており、今回の農地は水稻を作付けする計画となっております。

		計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。 以上ご審議をお願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議	長	何かございませんか？
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委	員	(挙手)
議	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議	長	続きまして、議案第 70 号 農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号 1 番ついて、委員番号 9 番、貫藍委員より説明をお願いいたします。
貫	委	委員番号 9 番の貫です。よろしくお願いします。整理番号 1 番について説明いたします。所在は差木野町で地目は田、地積は 320 m²です。譲渡人は宮崎市在住の方で、譲受人は差木野町在住の方です。理由としては一般住宅、追認となっています。 2 月 25 日に私と推進委員の久富さんと事務局、県の担当の方、行政書士の 5 人で現地調査を行いました。次のページをご覧ください。1 番の地図になっています。申請地の西側の方は JR の日豊線、線路となっております。東側は国道 10 号線、その東側はかまぼこ工場となっております。周囲への影響も支障はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 12 番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。
遠	田	委員番号 12 番の遠田です。整理番号 2 番についてご説明いたします。

	所在は鹿狩瀬町で、地目が畑、面積が 352 m²です。譲渡人は鹿狩瀬町在住の方で、譲受人は妙町在住の方です。理由といたしましては資材置場となっております。 今月の 25 日に事務局と転用者、私で現地確認を行いました。次ページの地図を見ていただきますと、所在地は建物と川に挟まれた袋小路のような場所になっておりまして、周辺は雑木の生えた放棄地という風になっており畑として活用するのは難しいというような場所でした。今回の転用につきましては、土地の有効利用としての活用という観点で見ますと適当かと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高 橋 委 員	委員番号 13 番の高橋です。整理番号 3 番についてご説明いたします。所在地は石田町で面積は 608 m²です。地目は田んぼになっております。譲渡人は石田町の方で、譲受人は平原町の住宅販売会社です。理由は資材置場にしたいという事です。 2 月 25 日に私と推進委員、振興局の方、事務局、代理人の行政書士立会いの下、現地調査を実施しました。当該農地は第 2 種農地で周囲は住宅や土建屋さんの土場、それと 9 ページの地図を見ていただきますと分かる通り木工団地の東側にあたる所で、土場や製材所の資材置場になっている所がありまして何ら問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明いたします。 整理番号 1 番につきましては、国道 10 号線と JR 日豊線に挟まれた周辺に一団の農地が見当たらない生産性の低い第 2 種農地となります。同一地区の住人が購入し当該地に住宅を建築しようとしたところ農地であると判明し、転用申請に至った追認申請となります。当該農地は現在更地ですが、S39 年から住宅が建っていたことから、農地への復旧は困難で日常生活上必要な施設として、立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。

議 事 務 局	長	整理番号 2 番につきましては、県道と祝子川に挟まれた狭隘な農地で周辺に一団の農地が見当たらない生産性の低い第 2 種農地となります。今回、隣地に事務所を構える申請者が資材置場としたいとして申請に至ったもので、周辺に農地無く、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 整理番号 3 番につきましては、谷間に広がる 10ha 未満の農地の中に在り、近隣にある住宅建築会社が購入し当該地に資材置場としたいと転用申請に至ったものです。周辺には資材置場、工場、民家が立ち並ぶ一角にあることから、生産性の低い第 2 種農地となります。よって業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
	長	何かございませんか？
	員	異議なし。
	長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
	長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事務局		それでは、事務局より報告事項について説明いたします。 はじめに、報告第 66 号、農地法第 5 条の届出について説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 11 ページ～13 ページに記載しております。15 件の届出があり、田が 15 筆の 5,398 m²、畑が 8 筆の 2,138 m²、計 23 筆の 7,536 m²の転用となっております。

	次に、報告第 67 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 15 ページから 16 ページに記載しております。7 件の届出があり、田 9 筆のみの 6,144 m²の合意解約となっています。 次に、報告第 68 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 18 ページから 21 ページをご覧ください。今回 13 件の届出があり、田が 44 筆の 18,177 m²、畑が 36 筆の 10,703.55 m²、計 80 筆の 28,880.55 m²となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？
委 員	ありません。
議 長	無いようなので報告を終わります。
議 長	次に協議第 32 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事 務 局	こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の 23 ページになりますが、 まず、整理番号 1 番から 6 番が伊形地区、 次に、整理番号 7 番が東延岡地区、 次に、整理番号 8 番が沖田地区、 次に、整理番号 9 番から 11 番が黒岩地区、 次に、整理番号 12 番から 15 番が下祝子地区、 次に、整理番号 16 番から 17 番が東海地区、 次に、整理番号 18 番から 33 番が個別での促進計画となっております。 次に、議案書 26 ページが耕作者変更の促進計画となっており、 整理番号 1 番から 2 番が川島・追内地区、 整理番号 3 番から 8 番が沖田地区、

議 委 議 議 事 務 局 議		整理番号 9 番から 10 番が下祝子地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では、25 ページの表下にあるとおり 13 人の出し手から 33 筆、19,224 m²の農地を個人 6 人と 2 法人に配分しますとともに、耕作者変更については 26 ページの表下にあるとおり 7 人の出し手から 10 筆、6,187 m²の農地を個人 4 人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。 ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？ ありません。 質問もないようですので、本件につきましては承認されたものいたします。 では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いいたします。 (事務局より説明) 以上を持ちまして第 20 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。
	長	
	員	
	長	
	長	

会 長 甲 斐 壽 徳

3 番 花 畑 志 良 一

18 番 松 田 宗 史